

平成 2 5 年 6 月 1 9 日開会
平成 2 5 年 6 月 2 0 日閉会

平成 2 5 年
第 2 回 定 例 会 会 議 録
(2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後 3 時28分

議長（秋長正幸君） 皆さん、こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいますありがとうございます。

本日の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、皆様のご協力をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午後 3 時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に昨日からの降雨による水源の状況について、水道課長、農林水産課長から説明したいとの申し出がありましたので許可いたします。水道課長。

水道課長（唐橋幹隆君） 議員の皆様にご心配をかけておりますダムの貯水状況並びに昨日から降っております降雨についての報告をさせていただきます。

お配りした資料は、本日11時現在の内海ダムの状況写真でございます。1ページ目は、内海ダムに流入している別当川の上流部における流入状況の写真でございます。2ページ目と3ページ目の上側の写真、これはダム湖内の状況写真でございます。3ページ上の写真で、コンクリート部分が見えておりますが、これは旧内海ダムの堰堤でございます。既設ダムにつきましては、上部を撤去しており、その残りの部分が見えております。11時現在ですが、天板まで1.2メートル下までの水位が確認できると思います。3ページ目、下の写真については、内海ダムに流入しているもう一つの川、青木川の流入状況の写真でございます。4ページ目は、ダム湖内から内海ダムの堰堤を写した状況写真となっております。内海ダムの昨日からの流入量は、11時現在で約17万トンありました。水位につきましては、最低水位を超えて64.4メートルまで回復しております。現在も流入している状況でございます。昨日からの総雨量につきましては、本日の11時現在の資料です。内海ダムで153ミリ、粟地ダムで146ミリ、吉田ダムで162ミリ、殿川ダムで153ミリでありました。流入量につきましては、粟地ダムが約4万トン、吉田ダムは約28万5,000トン、殿川ダムは2万8,000トンでした。以上でダムに関する報告

を終わります。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（近藤伸一君） 水道課長の報告に引き続きまして、町内の主なため池の貯水状況のご報告をいたします。申しわけございませんが、口頭のご報告となります。

本日の貯水率でございますけれども、中山地区の新中山池です。こちら、6月13日現在できのうご報告させていただきましたが、54%であったものが約94%に、それから池田地区の池田大池でございます。こちらのほうが、83%であったものが100%、それから安田地区の三五郎池、こちらのほうが60%、約89%にまで回復してございます。大幅な回復となっております。先ほどダムと同じような状況で、まだまだ流入しているような状況でございます。

なお、ほかのため池につきましても、ほぼ満水の近い状態に戻っているものと思います。特に、厳しかった蒲野大池、それから夫婦上池、下池、古郷池につきましても順調に水位が戻っておりますので、農作業の関係者の方々は一息ついたかなというふうな状況でございます。

今後につきましても、常にため池の貯水状況は把握いたしまして、管理者の方々へ適切なお助言を行ってまいりたいと存じます。以上です。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後、質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案につ

いて、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第55号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） それでは、日程第1、議案第55号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成25年6月2日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月19日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成25年6月20日。
- 2．審査の経過。担当課から説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について。

(2)議案第57号小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について。

(3)議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

(4)議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

以上、4議案について、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告は終わりました。

議案第55号、議案第57号、議案第58号、議案第59号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第60号、議案第61号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、議案第60号、議案第61号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成25年6月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、6月19日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成25年6月20日。
- 2．審査の経過。担当課から現地説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。
- 3．件名及び審査の結果。
 - (1)議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について。
 - (2)議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について。

以上、2議案についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告は終わりました。

議案第60号、議案第61号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第55号、議案第57号から議案第61号までに対する討論及び採決

議長（秋長正幸君） それでは、日程第3、議案第55号、議案第57号から議案第61号までに対する討論及び採決を行います。

まず、議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号小豆島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第57号小豆島町すくすく子育て応援会議設置条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号小豆島町すすく子育て応援会議設置条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、内海病院の使用利用及び手数料条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

まず、この中にある学校の児童・生徒または幼児の健康診断書を無料とするところは歓迎するものですが、提案理由にある県内の公立病院と比べ低額になっているという理由がありますけれども、県内でも小豆島町と同じ金額のところはまだあります。特に、郡内、土庄中央病院は同額になっていること、また経営健全化の一環ということですが、今経営健全化のためのいろんな目標を定めて取り組みがされ始めたところということで、町民への負担増を行うということについて反対をいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

条例改正によって、文書手数料が引き上げられますが、これは県内の公立の病院と比べて低額になっていたもので、また内海病院の経営健全化の取り組みの一環とあります。また、児童・生徒などの健康診断書は子育て支援ということで無料になっておりますので、配慮されております。これによって、私は賛成をいたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第59号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更については委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議員派遣について

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により議会の議決を経ることとなっています。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

#### 日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第5及び日程第6、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第5及び日程第6を

一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成25年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後3時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員